

第1回今治市景観まちづくり会議 議事録 要旨

- 1 日 時：平成27年2月3日（火） 午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所：今治市役所第2別館11階 特別会議室3号
- 3 出席者：

【委員】（14名、敬称は省略） （◎…会長、○…副会長）

伊藤 琴未	今治市PTA連合会
入舟 訓三	今治ライオンズクラブ 第一副会長
上田 陽二	愛媛県屋外広告美術商業組合
岡田 泰司	公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会今治地区連絡協議会 地区代表者
栗原 明彦	愛媛県東予地方局今治土木事務所 所長
郡司島 宏美	愛媛大学女性未来育成センター 特定准教授
清水 陽子	公募委員
関 清剛	公益社団法人今治地方観光協会 事務局長
曾我部 準	公募委員
◎ 千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
○ 徳永 英幸	今治明德短期大学 ライフデザイン学科 教授
服藤 竹虎	今治商工会議所 総務部長
藤井 信子	国際ソロプチミスト今治 会長エレクト
村上 正郎	今治史談会／今治文化協会 会長

【事務局】

富田 都市建設部長
大澤 都市政策課長
田鍋 都市政策課長補佐
槇 都市政策課主査

※都合により欠席（1名、敬称は省略）

叶 貴美 公益社団法人愛媛県建築士会今治支部

- 4 議 事：（1）会長、副会長の選出について
- （2）景観法に基づく届出の状況について
- （3）その他について

5 議事内容

○ 開会等

➤ 開会

➤ 開会挨拶

都市建設部長： 景観まちづくり会議の委員を快くお受けいただき、心よりお礼申し上げます。

本会議は、今治市景観条例に基づき設置され、景観形成に関する主要事項の調査、審議を行うものです。今後は、さまざまな分野でご活躍の皆様から多くのご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

本会議においてご審議いただいた今治市景観計画並びに今治市景観条例が平成24年4月から施行され、早3年が経過しようとしています。本日は、昨年12月末時点での届出状況についてご報告するとともに、今後の方向性や取組について、ご意見を頂戴したくお願いいたします。

➤ 委員紹介

伊藤委員： 今治市 PTA 連合会から参加させていただきました。2年前までは、ツアーコンダクターとしていろいろなところを観てきました。何かお役に立てればと思っています。

入舟委員： 自分の仕事柄、景観づくりというのは非常に関係が深いと思っています。

上田委員： 屋外広告美術商業組合から参加させていただきました。業者目線から、景観まちづくりを勉強させていただきたいと思います。

岡田委員： 選任いただいて、3年目になります。私も業者目線で、何かお役に立てればと思っています。

栗原委員： 日頃より県政又は土木行政にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。今治土木事務所では2年目になりますが、引き続きよろしく願いいたします。

郡司島委員： 今治市の景観まちづくり会議はまちづくりという言葉が付いていますので、今治市民の方々に何らかのかたちで今治市の貴重な景観が届いていければ良いなと思います。

清水委員： 夫の定年退職を機に夫の故郷の今治に帰ってきて6月で丸6年になります。今治に来るまでは景観に対してあまり意識をしたことがありませんでしたが、転勤族目線でこれから今治市の景観づくりについて考えていきたいと思っています。

関 委員： それぞれの専門家の皆様の参加されているこの会に交えていただいて、非常にうれしいのですが、分からないことばかりです。元々は学校に勤めておりましたので、門外漢という感じではありますが、いろいろと勉強させていただきたいと思います。

曾我部委員： 建築設計事務所を営んでおります。建築士会から話をいただき、公募委員としてこの会に参加させていただきました。いろいろと勉強させていただくとともに、今治市の景観まちづくりに役に立てればと思っています。

千代田委員： 愛媛大学教育学部の美術教育講座でデザインを担当しています。また、防災情報研究センターで、今年度から独立したアーバンデザイン研究部門も兼任していま

す。現在、しまなみ海道は大変注目されていますし、それを守りながら、また新たな魅力がでてくるように、この会の中で何か一つでも提案できればと思っています。

徳永委員： この会の中で、鳥の目として俯瞰的に見るような方法と、虫の目として間近なものを眺めていくといった複眼的な見方で何か役に立てればと考えています。

服藤委員： 今治商工会議所では、「美しくて魅力ある住みやすいまちづくり」ということで取り組んでいます。この会で学んだこと、また、ご協力できることがありましたら、商工会議所に持ち帰りまして、実施していきたいと思えます。

藤井委員： 前会長エレクトから職責を引継ぎまして、参加しています。国際ソロプチミスト今治は、7月からの会期で30周年を迎えます。地元あつてのソロプチミスト、ボランティア団体ですので、地元の皆様に喜んでいただける企画をと考えています。ご指導のほどよろしくお願ひします。

村上委員： この条例づくりの当初から関わっていますが、いまだに私の中では、整理のついていない問題があります。抽象的な言い方になりますが、大学の入試問題には正解がたった一つだけ用意されています。ところが、私どもが関わる文化の世界には正解がありません。正解らしきものが見つかって、もう一つ別の正反対の答えが出てきて、これも正解であつたりします。つまり、正解が有るようではないような世界です。景観についても、それと同じ感覚で考えざるを得ないと思ひしています。まちが発展するためには変化が必要です。現在のこのままの状況が続くと、何百という自治体が日本の中で消滅すると言われていています。現状維持ではもう駄目だ、何か変化をしなければならぬといったことが、しきりに言われている中で、景観については、維持しなければならぬというテーマを持っている訳です。この矛盾をどうすれば良いのか、折り合いをどのように見つけていくのか、正直なところ、その辺りが整理できていません。実は、正解が無いから会議が必要だと思ひしています。私なりの意見を述べさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議事（1）会長、副会長の選出

事務局： 今治市景観まちづくり会議の会長並びに副会長の選出については、「今治市景観条例施行規則」第10条第2項に、「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と規定されています。

会長、副会長の選任につきまして、どなたかご所見がありましたら、お願ひします。

A委員： 前回もお世話いただいた方に、引き続きお願ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。

事務局： A委員さんの提案に対するご意見や、他にご提案はございませんか。

B委員： 副会長には今治市に在住の方になっていただくのがいいのではないのかなと思ひます。もし、事務局で推薦される方がおられましたら、お聞きしてみたいと思ひます。

事務局： それでは、副会長には徳永委員さんをご推薦したいと思ひます。徳永委員さんは環境といったことを専門に現在今治明德短期大学で教鞭を執られておられます。ぜひ、

お願いをできればと思います。

事務局：ただ今、事務局から副会長に徳永委員さんをとという提案をさせていただきました。この提案に対するご意見や、他にご提案はございませんか。

それでは、会長を千代田委員さん、副会長を徳永委員さんという案に賛同いただけます方は拍手をお願いいたします。

(委員：拍手により承認)

事務局：ありがとうございます。それでは、会長には千代田委員さん、副会長には徳永委員さんをお願いいたします。

お二人を代表して千代田会長さんに就任のご挨拶をいただきたいと思います。

会長：マスタープランが作成された折から、その後、景観の取組に対する進展のスピードは決して早いとは言えませんが、その間、屋外広告物やサインの撤去や整理などをお見受けしています。一方しまなみ海道を巡る動きは非常に活発で、観光面での知名度が上がって追い風が吹いているという状況です。観光で来られる方たちは、良い印象とともにそうでない印象も持ち帰ることになって、そのどちらの印象も口コミにより広がりますので、ある意味拡散していくというような状況かと思えます。この間、守るべき景観、それから新たな課題というものが見えてきていると思いますので、スピードを求めることは難しいかもしれませんが、更に進展していくことを願っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長：それでは議事を進めてまいります。本日の会議の議事録を事務局で作成していただきますが、その議事録への署名をお願いする方を指名いたします。C委員、D委員のご両名を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、議事録の公開についてお諮りいたします。委員の皆さんに自由に発言していただくために、発言者の氏名については、公表しないということではいかがでしょうか。

(委員：異議なしの声)

会長：それでは、発言される方の氏名を伏せて、一部公開ということにさせていただきます。

○ 議事(2) 景観法に基づく届出の状況について

(事務局から資料説明)

会長：景観形成基準による効果、基準の見直しが必要なものがないかといったことも含めまして何かございませんか。

E委員：少し懸念されることについて申し上げます。空き家や放棄地が景観を阻害し、地域の安全を脅かすものになっていますが、太陽光発電設備の土地の所有者は把握されていますか。採算ベースに合わなければ、そのまま放置される恐れもある訳ですから、最初の届出のときだけではなく、長期的な視点で、規制や指導を行っていく必要があるのではないかと考えています。

- 事務局 : 今治市においても空き屋は深刻な問題であると認識しており、その対策を立てるために、来年度から情報収集を行っていく予定です。また、太陽光発電設備の設置は、土地の賃貸借契約での設置が多いように思います。懸念される放置については、契約の中で、事業を撤退する場合は、パネル等の工作物を撤去して現状に復して土地を返却するといった要項を取り決めされているものと思われま。また、電力の買取価格は20年間の固定価格で、経済産業省の認可により保証されているものですから、20年間は稼働されていくものと思っています。放置される懸念がない訳ではありませんが、しばらくは状況を見守っていきたいと考えています。
- 会長 : 太陽光発電設備についてご意見をいただきましたので、一つ申し上げます。資料2の9ページの案件ですが、設置された場所が国道沿いで、非常に目に付く場所にあります。事業者の費用面・管理面での負担が軽減される方法を探りつつ、発電を妨げない範囲で、少し緑化をできないかなと思います。皆さんから何かご意見をいただければと思います。
- 事務局 : 行政としてサポートする方法を検討するとともに、簡易な方法として、フェンスにプランターを設置していただくなど、再度事業者にも協力をお願いしたいと思いま。す。
- F委員 : 太陽光発電設備の設置されたところは、秋にはコスモスがたくさん咲いて、初夏には藤棚で彩られていたところだと思いますが、それらが観られなくなってしまったことは、非常に残念に思います。樹木や生垣を設けるといった方法が自然の中に調和するのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。
- 事務局 : 限られた敷地の中で、日影によって発電効率が低下する恐れのある樹木などを設けていただくことは難しいようです。
- 会長 : 景観を良くする方法は一つではなくて、段階的に色々あるかと思いま。す。ぜひ、この場所は何らかの成果が現れてくる場所にされると良いかと思いま。す。特にこちらの件で、他にご意見があればお聞かせいただきたいと思いま。す。
- E委員 : 土地を開発して建築物や工作物を建てる場合、十分な空地を確保することや緑地帯を設けるといった基準・指導があると思いま。すが、太陽光発電設備の場合は基準がないのですか。例えば、道路から何メートルまでは工作物が設置できないとか、市が指定するツツジなどの樹木を植えるといった指導があっても良いのではないかと感じま。す。
- 事務局 : 宅地開発を行う場合は緑地を3%以上設けなければならないと法律に規定されていますが、太陽光パネルは、建築物や特定工作物には該当しないため、開発基準の適用外になります。
- G委員 : こちらの場所は、以前は菜の花と桜の写真が朝日新聞で紹介されたこともありま。した。コスモスもきれいでしたし、観光バスも頻繁に訪れていました。ただ、その頃は、入場料を支払わなければ、中を観ることができないように塀が高く造られていました。そのときと比べると、太陽光発電設備は設置されておりますが、高い塀が撤去されて、見晴らしが良く利くようになって、ずっと環境が良くなったのではと思いま。す。E委員が仰るように、ツツジなどを縁に植えるような配慮をいただ

と、なお良くなるのではないかと思います。

F委員：そういった変遷があったことを知りませんでした。それからすると現状の方が良いのかもしれませんが。先ほど事務局からは基準がないと説明いただきましたが、行政はよく基準に拘ってしまふことが多いように思います。そのあたり、ぜひ、改善されると良いかと思います。

B委員：しまなみ景観の眺めをできるだけ保全していこうと考えたときに、一番に頭の中にあったのが、遠景からの景観を保全していくことでした。高い建物や工作物があると、山の稜線を乱したり、山の中腹に広い面で異物があると、目立ちすぎて良好な景観を阻害してしまうといったことだったと思います。まだ景観に対する取組の第1段階目といった話があったかと思いますが、第2段階、第3段階に移ったときに、沿道景観をどうデザインしていくのか、近景に対してどのように規制していくのかを考えていく必要があるのかと思っています。

H委員：ダム近くの敷地が問題になっていますが、あそこは元々何もないところを、地権者がコスモスの種をまくなどして造ったものです。自分の都合で止めようとしたことはどうにもできないことだと思います。ここをどうするかは、将来この道路を良い道路にしようとする計画があるのであれば、全体として考えた方が良いのかと思います。事例ですが、玉川の桂部落の御釈迦様の下に川があります。その川の土手の数百メートルに渡って、コスモスが一杯に咲いていてとてもきれいでした。2、3日後、そこへ出かけましたが、見当たらず、近所の人に尋ねると、たくさんの方が見に来て、騒がしくて仕様がなから草刈機で全て刈ってしまったのだと言われました。どうしようもなく、名所が一つなくなってしまったのだと諦めて帰りました。

この案件は、国道沿いにずっとコスモスのような草花を植えれば、サイクリングあるいは車を運転しながらとても楽しみなものになるのだらうと思います。国道の路側帯に自由にそんなことができるのかといった問題はありますが、民間に協力をお願いするのであれば、行政も融通を利かせるべきだらうと思います。木を植えるといった話もありましたが、木を植えると剪定などの維持費がかかりますので、コスモスのような草花で良いと思います。草花に目がいけば、フェンスが気になることはありません。水木しげるロードの例など、道にいろいろなオブジェを置いてみると、後で思い返してみても、その通りの印象は、オブジェ以外に何があったのか全く残りません。意識しないということは、ないものと一緒なのです。ですから、コスモスが一杯に咲いていれば、フェンスは全く気になりません。フェンスの色を変えとか、撤去するなどということではなく、別のもので意識をそらせて、景観を変えていく、見ている人の意識を変えていくといったやり方もあります。そう考えれば、こちらの件はそれほど問題ではないように思います。

会長：それでは、他の案件でご意見をいただきたいと思います。この資料の中で、一番目を引いたのは、8ページの物品販売店の件ではないかと思います。伯方インターのすぐ側で、道路からも目印になることも考えられて屋外広告物が巨大化しているものだと思います。写真を見たときに、緑と白が企業のロゴのカラーだと思います

が、逆転した色合いで使用されていればと、また、看板の側面の営業時間が書かれている文字の大きさについても、非常に目に付きました。皆さん何かご意見はございませんか。

I 委員 : 一応基準には適合しているということですよ。おそらくチェーン店であったかと思いますが、やはりこのような色合いで全店舗統一されていて、看板の色合いを逆転することは難しいのでしょうか。私もこれを見たときに気になりました。この場所で地域の方を対象に商売をするのだったら、例えチェーン店であっても、これほど目立つものでなくても良いのではと思いました。

H 委員 : 広告というものは目立つためにあるもので、目立たなければ広告ではない訳ですよ。そこでどういった具合で折り合いを持たせるかということだと思います。同じ系統の色だったら良いのかという意見もありますが、補色関係だったら、むしろ目立ったとしても違和感がないという考え方も考慮すべきではないかと思います。周辺部は、風景も良いところですが、合併することによって返って過疎化が進むのではないのかといった心配もありました。周辺部では集客力があって中心となり得る施設として、こういった店舗が挙げられる訳です。尊重すべき施設であれば、いくらか集客するための広告、目立つものがあったもおかしくはないと思います。集客をするためのいろいろな仕掛けには変化が必要であると思います。変化を抑えてしまうと、交流人口も含めた周辺地域の人口の増加につながってこない。ですから、その折り合いをどうするのが難しい問題なのです。広告の大きさを変えたり、色を抑え込むのではなく、補色を使用すれば、違和感を抑えることができると思います。色彩というものは、同じように一律に規制するだけでうまくいくとは思いません。この施設は、周辺地域の活性化への大きな追い風になるものですから、協力しなければならないと思います。広告については目立ちながら、違和感のないかたちをどうやっても探り出さなければならないといった気持ちはありますが、基本的には認めるべきだろうと思います。

G 委員 : この建物は申請を出され、許可されて出来上がったものなのですね。

事務局 : この看板自体は、屋外広告物にあたり、景観条例とは別に屋外広告物条例の申請がなされています。現状の景観条例の中では、屋外広告物に関して明確な基準を定めていません。

G 委員 : ということは、それを規制する法律や条例がないということですか。

事務局 : 愛媛県屋外広告物条例の規格等の基準には適したものとして掲出されています。色合いには、明確な数値基準を定めていません。

G 委員 : そうしますと、出来上がったものを変えてくださいといった申し入れはできないということですね。

事務局 : 現状ではできないと考えています。

J 委員 : この看板は非常に目立ちますが、店側とすればある程度配慮した看板ではないのかなとも思います。通常、目立てば良いというものであれば、赤に黄色字とか、駅前などで良く見かけるような看板ではないかと思いますので、淡色の白と緑で、企業側としては配慮したといった理由が立つようなものではないかなとも思います。具

体的な指導の話になりますが、マンセル値で彩度をいくらかに抑えるといったルールが現状ではないということですね。

事務局： 建築物の壁面についてはあります。この看板は基準を超えています。

J委員： それでは、屋外広告物だから、壁面ではないといった解釈になるのですね。

会長： いろいろご意見をいただきましたが、現在は、マスタープランの第3段階にある屋外広告物条例の制定まで進んでいないということですね。地域の活性化に取り組んでいる状況の中で、出店いただくことは大変ありがたいことだと思いますが、このような例が、高速道路から非常に目立つところに今後増えていく可能性は高いかと思っておりますので、これからの対応方法が重要になってくると思っております。

広告物に関しては、色を指定するのではなく、面積の割合を変えるとか、色合いを逆転することによって目立ちかたを抑えるといった方法などがあるかと思っております。また、京都を例に挙げなくても、近頃は近隣でも話し合いによって協力をいただいているケース、例えばコンビニエンスストアなどの事例はたくさんあります。

この場所は、産業景観とか、自然景観などの特徴はありますが、一番のポイントはしまなみの高速道路から見えるというところだと思います。今後の対応についてなど、他にご意見がありましたら、もう少しお願いしたいと思います。

B委員： 会長が仰るように、最近はコンビニエンスストアなどでも景観形成に取り組んでいる地区では、店の決まったカラーだけではなく、違ったカラーでサインを出しているケースがたくさんあります。それは、皆さんがそこを景観形成地区、大事な地区だということを認識しているからだと思います。この案件の色合いは赤とか黄色よりは目立ちませんが、面積もかなり大きいので、配慮しているとは思えません。

現在の景観計画の中では、広告物は規制の対象になっていないため、建物だけを先に建てて、その後でこのような広告物を掲げることは可能だと思いますが、このような広告物を掲出するときには、県には申請が出される訳ですよ。そこはしっかりと連携をとった方が良いと思います。また、事業者、施工業者に、現在は広告物の色彩の規制は行っていないが、景観を保全していく地区であることを十分理解してもらって、また、そういった指導をしていくべきではないかと思っております。

会長： 事務局から少し説明がありましたら、お願いします。

事務局： 今後、委員の皆様のご意見を下に、対応を検討させていただきたいと思っております。なお、最初に建築物の届出があり、その後、広告物の申請をされた場合は、ご意見のとおり危惧するところですが、建築物の届出に関し事前協議をする際には、建物の用途を確認しますので、その折に景観計画の趣旨を説明して、広告物の設置についてもご理解とご協力をお願いしたいと思います。なお、屋外広告物の申請は、市に移譲され、市で手続きを行っていますので、申し添えます。

会長： 各委員から出された意見を参考にしながら、今後の景観施策に生かしていただきたいと思っております。

それでは次に議事（3）の「その他について」に移りたいと思っております。

○ 議事（３）その他について

（事務局から資料説明）

会 長：しまなみの景観の重要度が非常にクローズアップされたアンケート結果だったと思います。また、景観まちづくり学習に関しましては、国土交通省のホームページでもメニューが充実していますし、たくさんの都市で取り組まれていると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。小中学生が社会の担い手になるのはそう遠い将来のことではありませんので、こういった経験をして、地域に想いを感じた子たちが増えていくことは、まちにとって有意義なことだと思います。ただ今の説明に関しまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

会 長：全体を通してのご意見、ご質問はございませんか。

K委員：本日、たくさんの写真を見せていただきました。実際にこれらの案件を見に行くといった計画ができないものかと思いました。やはり、自分の目で見るということが感性的にも一番分かりやすいので、そういった希望を出させていただきます。

会 長：他にございませんか。それでは、ないようですので、以上をもちまして、本日の議事を全て終了いたします。

○ 閉会

➤ 事務局挨拶

午後3時15分 閉 会